

栃木県知事 福田 富一 様

2019年10月25日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村 せつ子

台風19号被災者救援・復旧対策に関する要望

10月12日から13日にかけて接近した台風19号によって、栃木県はほぼ全域に甚大な被害を受け、県は災害救助法を21自治体に適用しました。とくに河川の決壊・氾濫等により住家の浸水被害は、被災都県のなかで最多となっています。県民のいのちと安全を守り、生活となりわいを取り戻すために、被災者の視点に立った迅速な対応が求められます。この間、日本共産党栃木県委員会と同県議団は、県内の党組織、地方議員団と協力し、被災状況を調査してきました。ついては、以下とおり緊急に対策を講じるとともに必要な補正予算等の編成をおこない、また国・関係機関に働きかけるよう求めます。

記

- 1.. 災害救助法適用の市町に、被災実態に合わせたワンストップの相談窓口を開設させ、人員や費用等を支援すること。
2. 浸水地域の衛生対策について、公道、公園、公的施設はもとより住宅・店舗等の消毒についても、希望者への消毒剤の配布にとどまらず、被災者まかせでなく消毒を徹底すること。
3. 避難生活における2次被害を防止すること。
 - ①開設中の避難所において、温かい食事、寝具の提供、間仕切りなどプライバシーの確保、医療スタッフ派遣など健康管理に万全を尽くすこと。
 - ②自宅が被災し、生活の基礎となる台所、風呂、トイレ等のが使えなくなっているにもかかわらず、自宅にとどまって生活せざるを得ない被災者が多数ある。食事など災害救助法により提供されるべきものを提供すること。
 - ③避難所はもとより自宅や親せき等に身を寄せている被災者に必要な情報(各種手続き、災害救助法等の救援メニューの周知、ゴミ収集、医療費等の負担減免等)が周知徹底すること。
4. り災証明書の発行、住家被害認定を遅延なく実施すること。
 - ①とくに被害が集中している栃木市と佐野市、さらに宇都宮市、小山市、那須烏山市、鹿沼市、足利市においても被害認定を短時間で終わらせるために県として必要な人員を割り出し、派遣するとともに国、他県にさらなる人員派遣を要請すること。
 - ②鹿沼市は、民間保険の申請等に使えるように、被害写真と身分証明、印鑑を持参するだけで発行し、住家被害認定はそれをもとに後日調査する段階的な対応をしている。被災者を窓口で長時間待たしたり、さらに発効まで長期間待たせることのないよう、被災者の実情、心情を考慮した対応が必要である。こうした事例を周知すること。

5. 災害救助法の各種メニューの実施にあたっては、災害の規模が甚大であることから、被災者と被災自治体の実情に応じて、申請期間、適用範囲等、特別基準によって実施すること。

とくに住宅応急修理は、災害発生から1か月以内で完了させることは不可能である。本県は、2015年関東東北豪雨災害において、被災者への周知や住家被害認定が終わらないうちに住宅応急修理の申請期間を終了させ、一戸も修理が実施できなかった。こうしたことがないよう留意すること。

6. 災害救助法住宅応急修理について、内閣府は23日に、台風19号被害においても一部損壊を対象にすると告示した。また住宅応急修理の資力要件は廃止されている。「資力がない世帯」が対象と説明している市町が多くあるので、あわせて至急周知徹底を図ること。指定の業者に依頼できず、自分で修理した場合でも領収書を保管している場合は支給対象にするなど柔軟に対応すること。応急修理が完了するまで、公営住宅等を無償提供すること。（公営住宅に入居した場合でも応急修理の対象とすること。）

7. 住家被害認定は、被災者の生活再建に直結するため、機械的対応をせず、水害による被害の特長や、日常生活が営める状態か十分考慮して、床上浸水は半壊以上とすること。また床下浸水であっても断熱材や住宅設備等の被害は深刻であることを考慮して判定すること。被災者に2次調査が可能であることを伝達すること。

8. 中小企業、小規模事業者の営業復旧のため、既存の制度を活用できるよう支援するとともに、グループ施設等復旧整備補助金を適用するよう国に働きかけること。

9. 農地、水路、農業施設の復旧について、激甚指定されても農家負担が残り、営農意欲を喪失する要因となりかねない。農家負担をなくすための支援を行うこと。農業用ハウスが倒壊やゆがみなどで使えなくなった場合、被災者負担なしで撤去すること。再建についても被災者負担を可能な限り軽減すること。

10. 砂利やごみが流入した田の復旧を急ぐこと。県南地域では稲の刈り取りができず、麦の作付けが懸念されている。

11. 収穫後に浸水して出荷できなくなったモミ、玄米、農作物の被害を救済すること。県として被害状況を調査し、国にも支援を求めること。

12. イチゴ、アスパラガス、ニラ等、産地を維持していくため特段の支援を行うこと。

13. 河川堤防の決壊、損壊等の復旧について

①2015年豪雨災害と同じ箇所が決壊または損壊している場合が多く、原状復旧では再度被害を受けることになりかねない。応急工事を急ぐとともに、改良復旧を認めるよう国に働きかけること。

③決壊または氾濫、損壊箇所は、川の蛇行地点や支流との合流地点での氾濫等が多く、河川工学の専門チームを作るなどして、抜本的な対策を検討すること。

14. 13項に関する要望箇所

①宇都宮市の姿川は、幕田町付近において、2015年豪雨災害で復旧した堤防を越えて氾濫し3町歩の田が浸水、砂利が入る被害が出た。堤防かさ上げを検討すること。大谷町地内では、川の蛇行等の抜本的改修が必要である。

田川は、宮の橋付近の遊歩道の撤去も含め、河床を広げることを検討すること。下反町の堤防は改修工事中であるが、損傷し危険な状況である。近くに雀宮東小学校、県立宇都宮南高校があるため、至急対策を講じること。

②鹿沼市の黒川は、府中橋付近の中州に石やブロックが堆積した状態になっており、護岸の修復だけでなく河床の掘削等を行うこと。

③佐野市の秋山川は、決壊地点の上流、下流の河川敷に土砂等が堆積した状況になっていた。決壊を招く要因になった可能性があり、堤防改修にとどまらず、河床や河川敷等の整備を行うこと。

④大田原の蛇尾川は、中州や河床に石などが堆積した状況で、再び氾濫等の懸念がある。河川改修と一体で復旧すること。

⑤小山市の豊穂川、柚井木川の合流地点が2015年に続いて浸水した。抜本対策を講じること。

15. 排水ポンプの水没や不具合、能力不足で排水できなかったことにより浸水を防げなかった事例が那須烏山市、小山市などで発生した。ポンプ設備の更新や整備、強化を支援すること。

16. 水害における避難所の開設について

佐野市では、浸水想定域にある学校等も避難所として開設され、二次避難を余儀なくされたり、避難所で車が水没する被害が出た。早急に浸水想定域内の避難所を洗い出し、水害が予想される場合は避難所にしないよう徹底すること。また避難所が不足する場合、県立学校や県有施設も避難所として利用できるようにすること。

17. 災害救助法が適用されていない真岡市、益子町でも住家被害があり、県として住宅応急修理や被災者生活再建支援制度と同様の支援を行うこと。

18. 県被災者生活再建支援制度は、対象となる被害を全壊または大規模半壊としているが、一部損壊以上を対象とする特例措置を講じること。制度そのものを見直し・拡充をはかること。

19. 鬼怒川上流ダムなど、緊急放流の危険が生じ、県民を不安に陥れた。事前放流について関係機関、利水関係者等との合意形成などマニュアルづくりを検討すること。

以上